

議第 1 号

三条市職員の旅費に関する条例の制定について

三条市職員の旅費に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市職員の旅費に関する条例

三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（旅行命令の権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 市の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から新任地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧任地から新任地に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、市の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合に

は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次条に規定する種目及び第6条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第5条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により特別職の職員以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公

務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

(1) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により特別職の職員が長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により特別職の職員以外の職員が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃

料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、特別職の職員に対応する国の職員の区分は指定職職員等と、特別職の職員以外の職員に対応する国の職員の区分は職務の級が十級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による交通費（第15条第1項において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第2号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている死亡手当の額とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、第4条及び第6条から第9条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないこと

ができる。

- 2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(三条市職員の外国旅行の旅費に関する条例の廃止)

- 2 三条市職員の外国旅行の旅費に関する条例(平成17年三条市条例第49号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の三条市職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に旅行命令等を発した旅行のうち市長が特に必要と認めるものについては、新条例第13条から第15条までに規定する旅費を支給することができる。この場合において、改正前の三条市職員の旅費に関する条例第12条及び第13条の規定は、適用しない。
- 5 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(三条市固定資産評価員を非常勤無給とすることができることの条例の一部改正)

- 7 三条市固定資産評価員を非常勤無給とすることができることの条例(平成17年三条市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「招集に応じ、又は職務に従事したとき、及び」を削り、同条第2項中「三条市職員の旅費に関する条例(平成17年三条市条例第48号)」を「三条市職員の旅費に関する条例(令和7年三条市条例第 号)」に、「市長」を「特別職の職員」に改める。

(三条市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 8 三条市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成17年三条市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）に規定する市長」を「三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第 号）に定める特別職の職員」に改める。

(三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 9 三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年三条市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「招集に応じ、又は」を削り、「三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）」を「三条市職員の旅費に関する条例(令和7年三条市条例第 号)」に改める。

議第 1 号参考

三条市職員の旅費に関する条例

(旅費の支給)

第1条 職員が公務のため旅行するとき、又は市長の委嘱を受けて職員以外の者が旅行する場合は、この条例の規定により旅費を支給する。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、鉄道賃（軌道賃を含む。以下同じ。）、船賃、航空賃、車賃、日当、交通費、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、順路により計算する。ただし、公務の都合又は天災その他やむを得ない事情により順路により旅行し難いときは、その現実に経由した経路に、又は経由しようとする経路による。

(旅行日数)

第4条 旅行日数は、公務のため要した日数による。ただし、旅行中天災その他やむを得ない事情にして市長が承認した日数を含む。

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の定義)

第5条 鉄道による旅行には鉄道賃、水路による旅行には船賃、空路による旅行には航空賃、陸路による旅行には車賃を支給する。

(日当、交通費及び宿泊料の計算)

第6条 日当及び交通費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。ただし、交通費については、県外の旅行の場合に限り支給する。

(旅費の支給額)

第7条 鉄道賃の額は、普通旅客運賃、急行料金及び座席指定料金とし、次の各号に規定するところにより支給する。

(1) 急行料金は、次に掲げるもののいずれかに該当する場合に限り支給する。

ア 特別急行列車を運行する線路による旅行（イに掲げるものを除く。）にあつては、

片道100キロメートル以上のもの

イ 新幹線による旅行にあつては、市長が別に定めるところによるもの

ウ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) 座席指定料金は、次に規定するところにより支給する。

ア 別表第1区分(1)に該当する職務にあるもの 普通急行列車を運行する線路による

片道50キロメートル以上の旅行

イ 別表第1区分(2)に該当する職務にあるもの 普通急行列車を運行する線路による

片道50キロメートル以上の県外の旅行

2 船賃の額は、運賃とし、次の各号に規定するところにより支給する。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区

分する船舶による旅行のときには、同一階級内の最上級の運賃

3 航空賃は、市長が別に定めるところにより実費を支給する。

4 鉄道賃、船賃及び航空賃を除く前2条の支給額は、別表第1に規定する額とする。

5 市長の委嘱を受けて職員以外の者が旅行する場合の旅費支給額は、別表第1の区分中いずれか一によるものとする。この場合、その区分は、市長がこれを定める。

(旅費の区分)

第8条 年度又は条例の改廃により旅費を区分計算する場合にその日が区分し難いときは、その最近到着の地の日より区分する。

(遺族の旅費)

第9条 旅行中死亡した場合には、死亡前当時の相当旅費の2倍の旅費をその遺族に支給する。ただし、死体処理その他で遺族がその死亡の地に旅行する場合2人に限り別表第1の最高の旅費を支給する。

(退職者の旅費)

第10条 退職した者が事務の引継ぎ又は残務の整理のために旅行を命じられたときは、在職当時の相当旅費を支給する。

(旅費の調整)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、定額の範囲内で月額又は日額を定めて旅費を支給し、又は旅費の定額を減じ、若しくは支給しないことができる。

- (1) 指定地域内に15日以上滞在するとき。
- (2) 講習会その他で泊舎を指定され、3日以上滞在するとき。
- (3) 隣接市町村に旅行し宿泊するとき。
- (4) 市有自動車を使用し旅行するとき。
- (5) その他市長において必要と認めたとき。

(移転料)

第12条 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、その居住地から本市までの路程に応じた別表第2に規定する額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

- 3 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第13条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族をその居住地から本市まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び交通費の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(支給額の特例)

第14条 上位者又は他の条例で定める旅費支給額の多い者と、随行又は同行する場合は、鉄道賃及び交通費並びに宿泊料は、その上位者又は旅費支給額の多い者の額を支給する。

(旅行命令の変更等による損失)

第15条 旅費の支給を受けることができる者がその出発前に出張命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合に、既に当該旅行のため支出した金額があるときは、その金額中損失となった部分を旅費として支給する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第7条、第9条関係)

旅費支給表

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)		交通費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
		県内	県外		
(1) 市長、副市長 及び教育長	37円	2,000円	3,000円	1,000円	13,100円
(2) その他の職員	37円	1,400円	2,200円	800円	10,900円

別表第2 (第12条関係)

移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上
(1) 市長、副市長	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円

及び教育長					
(2) その他の職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

三条市固定資産評価員を非常勤無給とすることができることの条例（抜粋）

（費用弁償）

第3条 招集に応じ、又は職務に従事したとき、及び公務のため旅行したときは、費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号。以下「旅費条例」という。）に定める市長の旅費相当額とし、支給方法等については、旅費条例の例による。

三条市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（抜粋）

（給与及び旅費）

第2条 市長職務執行者の受ける給与の種類及び額並びに旅費の支給の額並びにその支給方法は、三条市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第45号）及び三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）に規定する市長の例による。

三条市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

（費用弁償）

第13条 団員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）の規定を準用して費用弁償を支給する。

議第 2 号

三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16

第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属す

る乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な

な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないも

のその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当

しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2）乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3）ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4）乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5）満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- （7）保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （8）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける

建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１ 屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 待避上有効なバルコニー ３ 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４ 屋外階段
３階	常用	１ 建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火

設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事

するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応

じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）に規定する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 認定こども園 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）に規定する基準

(3) 家庭的保育事業等を行う事業所 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第23号）に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第 号。次項において「旅費条例」という。）に定める特別職の職員の旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する費用弁償については、旅費条例の例による。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議会議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正

前の三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和7年12月に支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 3 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が議会の会議、委員会若しくは協議等の場（三条市議会会議規則（平成17年三条市議会規則第1号）第158条に規定する協議等の場をいう。次項において同じ。）に出席したとき（それらの会議の招集に応じた後それらの会議が流会等により開かれなかったときを含む。次項において同じ。）、又は公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 議長、副議長及び議員が議会の会議、委員会又は協議等の場に出席したときに支給する費用弁償は、日額2,000円とし、当該月分をその月の翌月分の議員報酬の支給日に支給する。

3 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号。次項において「旅費条例」という。）に定める市長の旅費相当額とする。

4 前項の費用弁償の支給方法等については、旅費条例の例による。

（期末手当）

第5条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

議第 4 号

三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年三条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」の次に「本則において」を加える。

第4条第1項中「招集に応じ、又は勤務に従事したとき及び」及び「ことができる」を削り、同条第2項中「とし、公務のため旅行したとき以外の場合は、日当の額」を削り、同条第3項中「三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号）」を「三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第 号）」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（令和14年3月31日までの間における報酬に関する経過措置）

- 2 令和8年4月1日から令和14年3月31日までの間において、別表選挙長の項から選挙立会人の項までに掲げる職員の報酬の額は、同表の他の区分に掲げる職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 別表を次のように改める。

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	月額 58,500円	旅費条例に定める特別職 の職員の旅費相当額
監査委員		
識見者から選任	月額 64,500円	
議員から選任	〃 40,000円	
選挙管理委員会		
委員長	月額 41,000円	
委員	〃 34,500円	

公平委員会	
委員長	月額 18,000円
委員	〃 17,000円
農業委員会	
会長	月額 60,000円
会長代理	〃 47,500円
委員	〃 39,000円
農地利用最適化推進委員	〃 37,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000円
選挙長	職務1回につき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「法」という。)第14条第1項第1号に掲げる額
投票所の投票管理者	1日につき、法第14条第1項第2号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	1日につき、法第14条第1項第4号に掲げる額
開票管理者	職務1回につき、法第14条第1項第5号に掲げる額
投票所の投票立会人	1日につき、法第14条第1項第6号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	1日につき、法第14条第1項

	第 8 号に掲げる額	
開票立会人	職務 1 回につき、法第14条第 1 項第 9 号に掲げる額	
選挙立会人	職務 1 回につき、法第14条第 1 項第10号に掲げる額	
附属機関の構成員	日額の場合は7,000円、月額の場合 は34,000円を超えない範囲内にお いて支給区分及びその額を市長が 定める。ただし、これらにより難 いと認められるものに係る支給 区分及びその額については、市長 が別に定めることができる。	
臨時又は非常勤の顧問、参与、 調査員、嘱託員及びこれらに 準ずる者	〃	旅費条例に定める特別職の職員 又は特別職の職員以外の職員の 旅費相当額とする。この場合その 区分は、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 号参考

三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（費用弁償）

第 4 条 特別職の職員が招集に応じ、又は勤務に従事したとき及び公務のため旅行したときは、費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額は、別表の額とし、公務のため旅行したとき以外の場合は、日当の額とする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号。以下「旅費条例」という。）の例による。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	月額 53,500円	旅費条例別表第 1 区分 (1) の欄に掲げる旅費相当額
監査委員		
識見者から選任	月額 59,500円	
議員から選任	〃 35,000円	
選挙管理委員会		
委員長	月額 36,500円	
委員	〃 31,000円	
公平委員会		

委員長	月額 18,000円
委員	〃 17,000円
農業委員会	
会長	月額 57,500円
会長代理	〃 45,000円
委員	〃 36,500円
農地利用最適化推進委員	〃 34,500円
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,000円
選挙長	職務1回につき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「法」という。)第14条第1項第1号に掲げる額
投票所の投票管理者	1日につき、法第14条第1項第2号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	1日につき、法第14条第1項第4号に掲げる額
開票管理者	職務1回につき、法第14条第1項第5号に掲げる額
投票所の投票立会人	1日につき、法第14条第1項第6号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	1日につき、法第14条第1項第8号に掲げる額

開票立会人	職務 1 回につき、法第14条第 1 項第 9 号に掲げる額	
選挙立会人	職務 1 回につき、法第14条第 1 項第10号に掲げる額	
附属機関の構成員	日額の場合は5,000円、月額の場合 は25,000円、年額の場合 は15,000円を超えない範囲内 において支給区分及びその額 を市長が定める。ただし、特 別の事由があるものについて は、これらの額を超えて定め ることができる。	
臨時又は非常勤の顧問、参与、 調査員、嘱託員及びこれらに 準ずる者	〃	旅費条例別表第 1 区分 中、いずれか一によるも のとする。この場合その 区分は、市長がこれを定 める。

議第 5 号

三条市実費弁償条例の一部改正について

三条市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市実費弁償条例の一部を改正する条例

三条市実費弁償条例（平成17年三条市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（実費弁償の額）

第2条 前条の規定により支給する実費弁償の額は、1日につき2,000円（市長が特別の事由があると認めた場合にあっては、4,000円を超えない範囲内で市長が定める額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所又は居所を有する者に対して支給する実費弁償の額は、同項の額に、三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第 号。次条において「旅費条例」という。）に定める特別職の職員の旅費相当額を加えた額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 5 号参考

三条市実費弁償条例（抜粋）

（実費弁償の額）

第2条 前条の規定により支給する実費弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（平成17年三条市条例第48号。以下「旅費条例」という。）に定める市長の旅費相当額とする。

ただし、市外に住所又は居所を有する者が出頭し、又は参加したとき以外は、特別の事由がある場合のほか日当のみとする。

議第 6 号

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三条市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(三条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項各号中「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

附則第11項中「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（定年の引上げに伴う特例措置）」を付し、附則中第12項を第11項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第14項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則中第14項を第13項とする。

附則第15項中「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第13項又は」を「附則第12項又は」に、「附則第13項、第15項又は第16項」を「附則第12項、第14項又は第15項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第17項とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500

9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100
10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000

34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	

59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		

84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				

109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考（ア及びイ共通）

- この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。
- この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56

を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

を給料月額とする。

別表第 2（第 3 条関係）

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円
1	225, 600	246, 600	269, 600	308, 200	344, 100	365, 700	396, 700
2	228, 000	248, 800	271, 500	309, 200	345, 600	367, 400	398, 400
3	230, 400	251, 000	273, 600	310, 100	347, 000	369, 100	400, 000
4	232, 800	253, 200	275, 700	311, 000	348, 500	370, 700	401, 700
5	235, 100	255, 400	277, 700	311, 600	350, 000	372, 300	403, 200
6	237, 500	257, 400	279, 000	312, 300	351, 400	374, 000	404, 800
7	239, 900	259, 400	280, 300	312, 900	352, 700	375, 600	406, 400
8	242, 100	261, 200	281, 600	313, 600	354, 000	377, 100	408, 000
9	244, 300	263, 000	282, 900	314, 200	355, 300	378, 600	409, 500
10	246, 400	264, 700	284, 200	314, 900	356, 900	380, 200	411, 100
11	248, 500	266, 400	285, 400	315, 600	358, 500	381, 800	412, 700
12	250, 500	267, 800	286, 600	316, 200	360, 100	383, 400	414, 300
13	252, 400	269, 200	287, 800	316, 900	361, 500	385, 000	415, 800
14	254, 400	271, 000	288, 800	317, 600	363, 100	386, 600	417, 800
15	256, 400	272, 300	289, 800	318, 200	364, 600	388, 200	419, 800
16	258, 000	273, 700	291, 200	319, 000	366, 100	389, 800	421, 800

17	259, 600	275, 100	292, 300	319, 700	367, 600	391, 400	423, 300
18	261, 100	276, 300	293, 400	320, 500	369, 200	393, 000	425, 000
19	262, 600	277, 500	294, 500	321, 500	370, 700	394, 600	426, 600
20	264, 100	278, 600	295, 600	322, 300	372, 200	396, 200	428, 300
21	265, 600	279, 900	296, 800	323, 200	373, 700	397, 700	429, 900
22	267, 100	281, 000	297, 400	324, 400	375, 300	399, 300	431, 400
23	268, 600	282, 200	297, 900	325, 700	376, 900	401, 000	432, 900
24	270, 100	283, 300	298, 500	327, 000	378, 500	402, 700	434, 300
25	271, 600	284, 600	298, 900	328, 200	379, 900	404, 400	435, 500
26	272, 800	285, 900	299, 500	329, 700	381, 600	406, 400	437, 000
27	274, 000	287, 100	300, 000	331, 000	383, 300	408, 200	438, 500
28	275, 200	288, 300	300, 500	332, 000	384, 900	410, 100	439, 900
29	276, 400	289, 200	300, 900	332, 900	386, 500	411, 800	441, 400
30	277, 500	290, 200	301, 500	334, 100	388, 100	413, 200	442, 700
31	278, 600	291, 300	302, 000	335, 200	389, 700	414, 400	443, 900
32	279, 700	292, 300	302, 500	336, 300	391, 300	415, 700	445, 100
33	281, 000	293, 500	303, 000	337, 400	393, 000	416, 700	446, 100
34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800
35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500
36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200
37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700
38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100

42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800

67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800	
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100	
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300	
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500	
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800	
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100	
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300	
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500	
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800	
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100	
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300	
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500	
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800			
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400			
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000			
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300			
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800			
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300			

92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800			
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200			
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600			
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100			
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600			
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000			
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500			
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000			
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400			
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700			
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100			
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500			
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800			
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100			
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600			
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100			
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600			
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900			
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400			
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900			
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400			
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700			
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200			
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700			
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200			

117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600			
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100			
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500			
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000			
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400			
122	337, 800	367, 300	388, 100				
123	338, 300	367, 700	388, 600				
124	338, 800	368, 100	389, 000				
125	339, 100	368, 500	389, 500				
126		368, 900	390, 000				
127		369, 300	390, 500				
128		369, 700	391, 000				
129		370, 100	391, 300				
130		370, 500	391, 800				
131		370, 900	392, 300				
132		371, 300	392, 800				
133		371, 500	393, 100				
134		372, 000	393, 600				
135		372, 300	394, 000				
136		372, 600	394, 400				
137		372, 900	394, 700				
138		373, 300	395, 100				
139		373, 800	395, 600				
140		374, 300	396, 100				
141		374, 600	396, 400				

142		375,100					
143		375,600					
144		376,100					
145		376,400					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700

備考（ア及びイ共通）

- この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第4条 三条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「4万5,000円」を「5万9,000円」に改める。

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

（三条市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 三条市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年三条市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を、「いう。）」の次に「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の三条市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の三条市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第4条第2項の規定並びに改正後の職員給与条例第16条の2及び第16条の5第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三条市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和7年12月に支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 5 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の三条市職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和7年4月1日以降に支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(三条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 三条市職員の育児休業等に関する条例（平成17年三条市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し並びに同項及び附則第4項中「附則第11項」を「附則第10項」に改める。

(三条市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 8 三条市職員の退職手当に関する条例（平成17年三条市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第10項」に改める。

議第 6 号参考

三条市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第4条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

三条市職員の給与に関する条例（抜粋）

（通勤手当）

第10条

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき2,000円を下らず4万5,000円を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（管理職員特別勤務手当）

第15条の2

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万1,000円を超えない範囲内において規則で定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、5,500円を超えない範囲内において規則で定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（期末手当）

第16条の 2

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（各給料表において職務の級が 7 級である職員（第16条の 5 において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」とする。

（勤勉手当）

第16条の 5

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得

た額の総額

附 則

- 11 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用

を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると思へられる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の2第5項（第16条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300

8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100
9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100

33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	

58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		

83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				

108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

備考（ア及びイ共通） この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100
2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200
5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300
7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200

20	250, 300	264, 900	283, 300	310, 100	360, 400	384, 000	415, 900
21	251, 800	266, 200	284, 500	311, 000	361, 900	385, 600	417, 500
22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	419, 000
23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	420, 500
24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	421, 900
25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	423, 100
26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	424, 600
27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	371, 500	396, 200	426, 100
28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	427, 500
29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	429, 000
30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300
31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431, 500
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700

45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500

70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100	
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400	
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600	
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800	
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100	
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400	
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600	
81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800	
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100	
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400	
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600	
85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800	
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800			
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400			
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000			
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300			
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800			
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300			
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800			
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200			
94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600			

95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100			
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600			
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000			
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500			
99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000			
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500			
101	314, 500	338, 900	365, 000	394, 800			
102	315, 500	339, 800	366, 100	395, 200			
103	316, 500	340, 800	367, 200	395, 700			
104	317, 400	341, 900	368, 300	396, 000			
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300			
106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800			
107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300			
108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800			
109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100			
110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600			
111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100			
112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600			
113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900			
114	323, 400	352, 000	374, 000	400, 400			
115	324, 100	353, 000	374, 500	400, 900			
116	324, 700	354, 000	375, 000	401, 400			
117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800			
118	326, 000	355, 400	375, 900	402, 300			
119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700			

120	327, 500	356, 600	377, 000	403, 200			
121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600			
122	328, 400	357, 300	377, 700				
123	328, 900	357, 700	378, 200				
124	329, 400	358, 100	378, 600				
125	329, 700	358, 500	379, 100				
126		358, 900	379, 600				
127		359, 300	380, 100				
128		359, 700	380, 600				
129		360, 100	380, 900				
130		360, 500	381, 400				
131		360, 900	381, 900				
132		361, 300	382, 400				
133		361, 500	382, 700				
134		362, 000	383, 200				
135		362, 400	383, 600				
136		362, 700	384, 000				
137		363, 000	384, 300				
138		363, 400	384, 800				
139		363, 900	385, 300				
140		364, 400	385, 800				
141		364, 700	386, 100				
142		365, 200					
143		365, 700					
144		366, 200					

145		366,500					
-----	--	---------	--	--	--	--	--

イ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600

備考（ア及びイ共通） この表は、三条市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年三条市規則第162号）第2条に規定する職員に適用する。

三条市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（給与の減額）

第19条

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

三条市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

附 則

（給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第11項の規定

の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「第17条及び附則第4項」とする。

三条市職員の退職手当に関する条例（抜粋）

附 則

- 13 三条市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

議第 7 号

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三条市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 号参考

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(抜粋)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（虐待等の禁止）

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議第 8 号

三条鍛冶道場条例の一部改正について

三条鍛冶道場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条鍛冶道場条例の一部を改正する条例

三条鍛冶道場条例（平成17年三条市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項を次のように改める。

- 1 ものづくり体験研修利用料金 1 人 1 回につき 市内の利用者又は市外の利用者の区分ごとに、5,000円以内で規則で定める額（1 回当たりの時間は、2 時間以内とする。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条鍛冶道場条例の利用料金に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 号参考

三条鍛冶道場条例（抜粋）

別表（第10条関係）

1 ものづくり体験研修利用料金

使用者	利用料金
大人	1 人 1 回につき 1,000円以内で規則で定める額
中学生以下	1 人 1 回につき 500円以内で規則で定める額

備考 ものづくり体験研修の時間は、1 回につき 2 時間以内とする。

議第 9 号

三条市森林等における火入れに関する条例の一部改正について

三条市森林等における火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市森林等における火入れに関する条例の一部を改正する条例

三条市森林等における火入れに関する条例（平成17年三条市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第2項中「かま」を「鎌」に改める。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第 9 号参考

三条市森林等における火入れに関する条例（抜粋）

（許可の要件）

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

（火入従事者）

第12条

2 火入者は、のこぎり、なた、かま、くわ、スコップ、火たたき等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

（火入れの中止）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

議第 10 号

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部改正について

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部を改正する条例

三条市諸橋轍次博士奨学金条例（令和５年三条市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第23条第２号中「満25歳」を「満30歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の三条市諸橋轍次博士奨学金条例の規定に基づき海外留学奨学金の給付を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

議第 10 号参考

三条市諸橋轍次博士奨学金条例（抜粋）

（給付対象者）

第23条 海外留学奨学金の給付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （2）前号の海外の大学等に入学する日において、満25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

議第 11 号

三条市火災予防条例の一部改正について

三条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市火災予防条例の一部を改正する条例

三条市火災予防条例（平成17年三条市条例第204号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2条の7）」を

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

―第29条の7）

に改める。

」

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した

場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）

の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定並びに第29条の7及び第44条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議第 11 号参考

三条市火災予防条例（抜粋）

目次

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計

画に基づく業務を行わせなければならない。

- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

三条市総合福祉センターの指定管理者の指定について

三条市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市東本成寺2番1号

社会福祉法人三条市社会福祉協議会

会長 外 山 迪 子

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

すまいるランド及びあそぼっての指定管理者の指定について

すまいるランド及びあそぼっての指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市北新保一丁目20番18号

三条おやこ劇場特定共同企業体

代表者 特定非営利活動法人三条おやこ劇場

理事長 兼 古 和 枝

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者の指定について

三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市福島新田丁1481番地1

社会福祉法人さかえ福祉会

理事長 坂 田 光 子

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三条市大崎会館及び三条市大崎会館分館の指定管理者の指定について

三条市大崎会館及び三条市大崎会館分館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市西大崎二丁目27番33号

大崎会館管理運営協議会

会長 佐 藤 敏 行

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三条市職業訓練施設の指定管理者の指定について

三条市職業訓練施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市東本成寺8番53号

職業訓練法人三条職業訓練協会

会長 永 井 龍 雄

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第 17 号

八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者の指定について

八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市南五百川16番地1

株式会社下田郷開発

代表取締役 滝 沢 亮

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者の指定について

八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市北五百川143番地

八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合

組合長 若 林 由 郎

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

塩野渚多目的集会施設の指定管理者の指定について

塩野渚多目的集会施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市塩野渚169番地1

塩野渚多目的集会施設管理組合

組合長 神 田 長 志

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

南魚沼市余川2911番地

株式会社テレコムベイス

代表取締役 新 保 賢

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三条市農業体験学習施設の指定管理者の指定について

三条市農業体験学習施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市早水588番地2

よってげ邸管理組合

組合長 石 月 浩 一

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

労働安全衛生推進施設の指定管理者の指定について

労働安全衛生推進施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市駒込1837番地

労働安全衛生推進施設利用組合

組合長 蒲 澤 正 樹

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

とたにコミュニティセンターの指定管理者の指定について

とたにコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市中浦550番地

とたにコミュニティセンター管理組合

組合長 市 川 耕 洋

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

曲谷多目的研修交流施設の指定管理者の指定について

曲谷多目的研修交流施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市曲谷905番地1

曲谷多目的研修交流施設管理組合

組合長 堀 江 正 志

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

名下多目的集会施設の指定管理者の指定について

名下多目的集会施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市名下696番地1

地縁団体名下

会長 長谷川 速 美

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

保内公園の指定管理者の指定について

保内公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市下保内3714番地

保内緑の里管理組合

組合長 斉 藤 真 澄

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者の指定について

中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市中浦143番地

中浦ヒメサユリ森林公園管理組合

組合長 市 川 耕 洋

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第 28 号

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里の
指定管理者の指定について

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里の指定管理
者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

三条市立図書館（分館及び分室を含む。）、三条市歴史民俗産業資料館、三条市歴史
民俗産業資料館別館、諸橋轍次博士生家及び諸橋轍次記念館

2 指定管理者となる団体

東京都中野区弥生町二丁目8番15号

ツクール・ド・さんじょう

代表者 株式会社ヴィアックス

代表取締役 西 門 直

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議第 29 号

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園の指定管理者の指定について

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 指定管理者となる団体

三条市北新保一丁目20番18号

さんじょう自然学校

代表者 特定非営利活動法人NP0さんじょう

理事長 田 代 勝 巳

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第 30 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規約（抜粋）

別表第 2（第 3 条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合、五泉地域衛生施設組合、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合、西蒲原福祉事務組合、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域特別養護老人ホーム組合、津南地域衛生施設組合

議第 31 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和7年12月1日提出

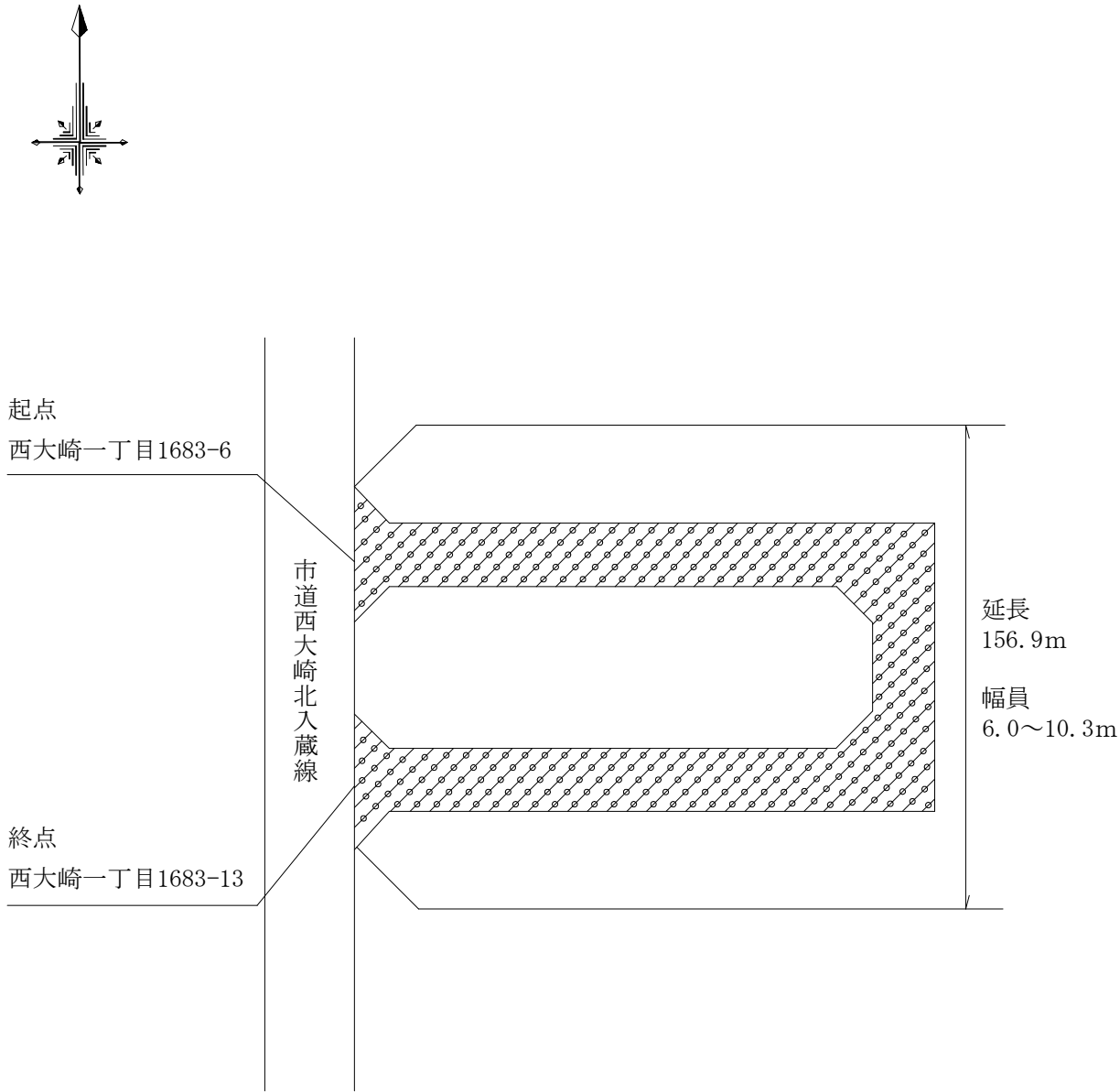
三条市長 滝 沢 亮

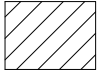
記

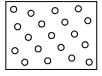
認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	延長 m	幅員 m	添付図
		終 点			
大崎559	大崎559号線	西大崎一丁目1683-6	156.9	6.0～10.3	1
		西大崎一丁目1683-13			
嵐南452	新保452号線	新保字橋元351-8	103.7	5.0～10.3	2
		新保字橋元351-16			
計			260.6		

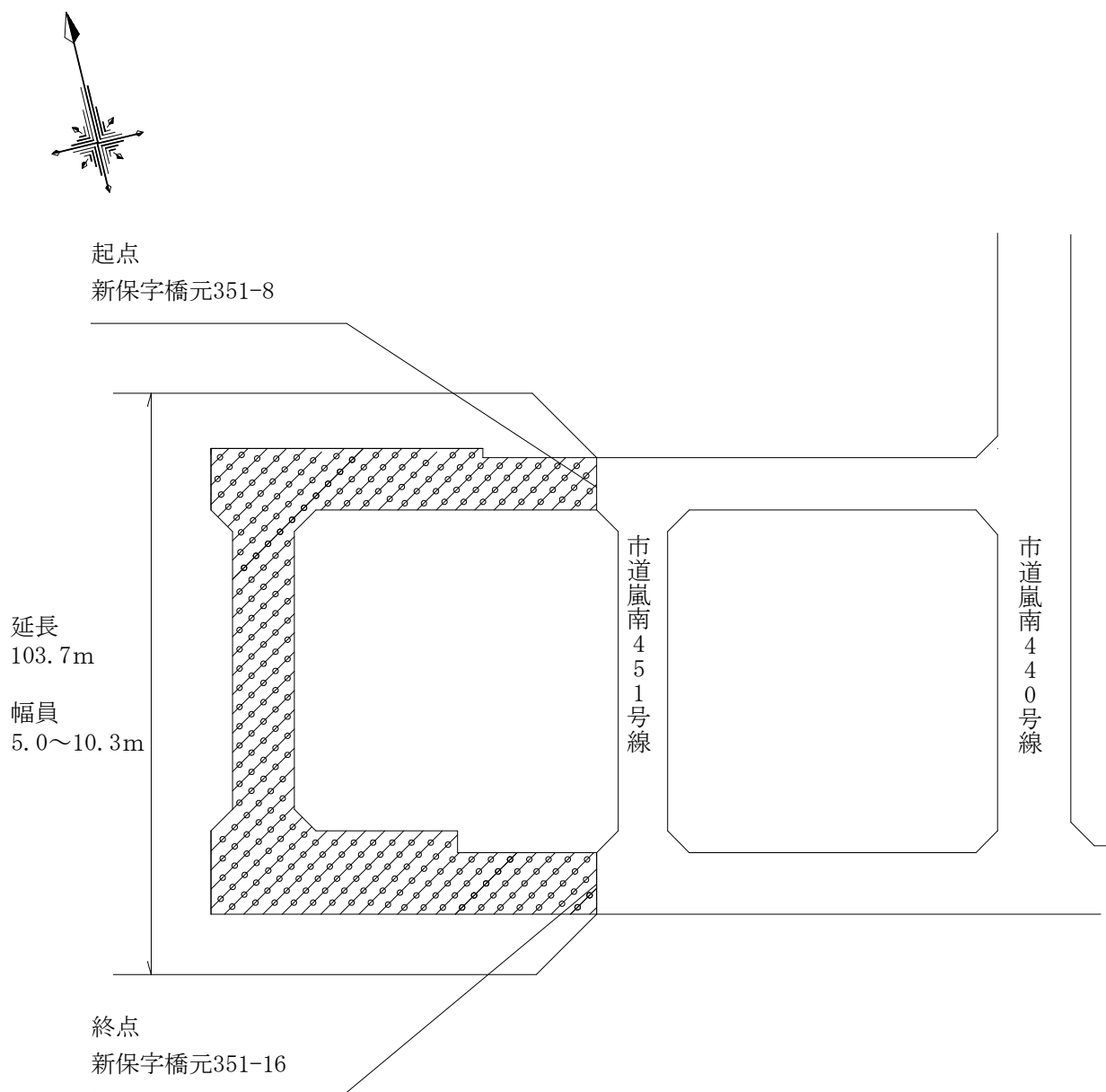
添付図 1 市道大崎559号線



凡 例

市道路線に 認定する区間

凡 例

舗装済区間

添付図 2 市道新保452号線



凡 例

市道路線に 認定する区間

凡 例

舗装済区間

議第 32 号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間において平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年1月1日から適用する。

別表集会・文化施設の表長岡市の項中

長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町7411番地14	を
長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町7411番地14	に改める。
長岡市与板地域交流拠点施設	長岡市与板町与板甲134番地	

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

議第 32 号参考

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第 2 条関係）

集会・文化施設

団体名	施 設 名	所 在 地
長岡市	長岡リリックホール	長岡市千秋 3 丁目 1356 番地 6
	長岡市立劇場	長岡市幸町 2 丁目 1 番 2 号
	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島 3807 番地 3
	長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園 1 番 67 号
	長岡市栃尾産業交流センター	長岡市栃尾宮沢 1765 番地
	長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町 7411 番地 14
三条市	三条市総合福祉センター多目的ホール	三条市東本成寺 2 番 1 号
	三条市中央公民館	三条市元町 13 番 1 号
	三条市三条東公民館	三条市興野一丁目 13 番 70 号
	三条市歴史民俗産業資料館別館	三条市元町 1 番 6 号

議第 33 号

三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事請負契約の締結について

随意契約（公募型プロポーザル方式）による三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

1 工 事 名 三条市総合運動公園市民球場スコアボード改修工事

2 工事内容

設計、施工及び監理業務

(1) 市民球場スコアボード撤去及び改修工事一式

フルカラーLEDパネル設置 ほか

(2) 電気工事一式

(3) 電気通信工事一式

3 契約金額 255,750,000円

4 契 約 者 東京都港区東新橋一丁目5番1号

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

東京本部

取締役本部長 中牟田 研 也

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,266,510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,430,382 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,961,228	千円 825,093	千円 11,786,321
	1 地方交付税	10,961,228	825,093	11,786,321
13 分担金及び負担金		190,037	366	190,403
	1 負担金	190,037	366	190,403
15 国庫支出金		7,860,594	56,294	7,916,888
	1 国庫負担金	5,274,718	758	5,275,476
	2 国庫補助金	2,561,282	54,827	2,616,109
	3 委託金	24,594	709	25,303
16 県支出金		3,236,030	3,702	3,239,732
	1 県負担金	2,082,139	379	2,082,518
	2 県補助金	1,031,249	3,323	1,034,572
18 寄附金		666,298	2,029,404	2,695,702
	1 寄附金	666,298	2,029,404	2,695,702
19 繰入金		6,328,134	277,651	6,605,785
	1 特別会計繰入金	50,618	8,898	59,516
	2 基金繰入金	6,277,516	268,753	6,546,269
22 市債		4,325,160	74,000	4,399,160
	1 市債	4,325,160	74,000	4,399,160
歳 入 合 計		53,163,872	3,266,510	56,430,382

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 263,882	千円 2,351	千円 266,233
	1 議会費	263,882	2,351	266,233
2 総務費		7,319,915	2,884,284	10,204,199
	1 総務管理費	6,557,572	2,874,568	9,432,140
	2 徴税費	403,856	4,103	407,959
	3 戸籍住民基本台帳 費	196,247	5,321	201,568
	6 監査委員費	42,721	292	43,013
3 民生費		17,243,374	127,790	17,371,164
	1 社会福祉費	7,639,638	20,306	7,659,944
	2 児童福祉費	8,569,875	107,484	8,677,359
4 衛生費		3,847,897	50,223	3,898,120
	1 保健衛生費	2,131,779	42,734	2,174,513
	2 清掃費	1,716,118	7,489	1,723,607
5 労働費		185,995	400	186,395
	1 労働諸費	185,995	400	186,395
6 農林水産業費		938,447	10,444	948,891
	1 農業費	882,372	10,444	892,816
7 商工費		2,497,668	69,096	2,566,764
	1 商工費	2,497,668	69,096	2,566,764
8 土木費		6,208,334	△11,300	6,197,034
	1 土木管理費	767,078	△12,000	755,078
	2 道路橋梁費	2,492,367	700	2,493,067
	4 都市計画費	2,591,282		2,591,282
9 消防費		1,642,764	53,500	1,696,264

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 消防費	千円 1,642,764	千円 53,500	千円 1,696,264
10 教育費		5,983,999	79,722	6,063,721
	1 教育総務費	1,146,538	15,582	1,162,120
	2 小学校費	440,402	250	440,652
	3 中学校費	1,075,446	2,420	1,077,866
	4 小中一体校費	1,037,541	2,988	1,040,529
	6 社会教育費	726,238	4,604	730,842
	7 保健体育費	1,557,298	53,878	1,611,176
歳 出 合 計		53,163,872	3,266,510	56,430,382

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
7 商 工 費	1 商 工 費	工業団地整備事業	千円 68,596

第3表 債務負担行為補正

1 変 更

番 号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1	市民球場スコアボード改修事業	令和7年度から 令和8年度まで	千円 361,000	令和8年度	千円 249,150

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保 育 所 施 設 整 備 事 業 費	千円 2,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融通条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間 中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、 又は低利債に借換えすることができる。
工 業 団 地 整 備 事 業 費	68,500			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
体 育 施 設 整 備 事 業 費	千円 241,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ の他の場合に は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期 限 を 短 縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円 244,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ の他の場合に は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期 限 を 短 縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,961,228	825,093	11,786,321
13 分担金及び負担金	190,037	366	190,403
15 国庫支出金	7,860,594	56,294	7,916,888
16 県支出金	3,236,030	3,702	3,239,732
18 寄附金	666,298	2,029,404	2,695,702
19 繰入金	6,328,134	277,651	6,605,785
22 市債	4,325,160	74,000	4,399,160
歳入合計	53,163,872	3,266,510	56,430,382

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	263,882	2,351	266,233
2 総務費	7,319,915	2,884,284	10,204,199
3 民生費	17,243,374	127,790	17,371,164
4 衛生費	3,847,897	50,223	3,898,120
5 労働費	185,995	400	186,395
6 農林水産業費	938,447	10,444	948,891
7 商工費	2,497,668	69,096	2,566,764
8 土木費	6,208,334	△11,300	6,197,034
9 消防費	1,642,764	53,500	1,696,264
10 教育費	5,983,999	79,722	6,063,721
歳 出 合 計	53,163,872	3,266,510	56,430,382

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	千円
			2,351
4,430		2,036,251	843,603
709	2,700	38	124,343
4,357		1,067	44,799
			400
2,250			8,194
	68,500		596
		14	△11,314
			53,500
48,250	2,800	1,298	27,374
59,996	74,000	2,038,668	1,093,846

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 825,093千円：補正後の額 11,786,321千円）

1 項 地方交付税（補正額 825,093千円：補正後の額 11,786,321千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,961,228	825,093	11,786,321
計	10,961,228	825,093	11,786,321

1 3 款 分担金及び負担金（補正額 366千円：補正後の額 190,403千円）

1 項 負担金（補正額 366千円：補正後の額 190,403千円）

2 衛生費負担金	983	366	1,349
計	190,037	366	190,403

1 5 款 国庫支出金（補正額 56,294千円：補正後の額 7,916,888千円）

1 項 国庫負担金（補正額 758千円：補正後の額 5,275,476千円）

2 衛生費国庫負担金	3,750	758	4,508
計	5,274,718	758	5,275,476

1 5 款 国庫支出金（補正額 56,294千円：補正後の額 7,916,888千円）

2 項 国庫補助金（補正額 54,827千円：補正後の額 2,616,109千円）

1 総務費国庫補助金	633,502	49,545	683,047
2 民生費国庫補助金	568,893	2,147	571,040
6 教育費国庫補助金	293,340	3,135	296,475
計	2,561,282	54,827	2,616,109

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 825,093	普通交付税	千円 825,093

1 保健衛生費負担金	366	養育医療費負担金	366

1 保健衛生費負担金	758	未熟児養育医療費等負担金	758

1 総務管理費補助金	45,115	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	45,115
2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,430	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,430
2 児童福祉費補助金	2,147	子ども・子育て支援交付金	2,147
2 社会教育費補助金	3,135	社会資本整備総合交付金	3,135

1 1 款 地方交付税 1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金（補正額 56,294千円：補正後の額 7,916,888千円）

3 項 委託金（補正額 709千円：補正後の額 25,303千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費委託金	千円 20,868	千円 709	千円 21,577
計	24,594	709	25,303

1 6 款 県支出金（補正額 3,702千円：補正後の額 3,239,732千円）

1 項 県負担金（補正額 379千円：補正後の額 2,082,518千円）

3 衛生費県負担金	970	379	1,349
計	2,082,139	379	2,082,518

1 6 款 県支出金（補正額 3,702千円：補正後の額 3,239,732千円）

2 項 県補助金（補正額 3,323千円：補正後の額 1,034,572千円）

2 民生費県補助金	481,904	1,073	482,977
4 農林水産業費県補助金	387,815	2,250	390,065
計	1,031,249	3,323	1,034,572

1 8 款 寄附金（補正額 2,029,404千円：補正後の額 2,695,702千円）

1 項 寄附金（補正額 2,029,404千円：補正後の額 2,695,702千円）

1 総務費寄附金	658,496	2,027,353	2,685,849
2 民生費寄附金	51	38	89
3 土木費寄附金	4,638	14	4,652
4 教育費寄附金	91	1,298	1,389
7 衛生費寄附金		701	701

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費委託金	千円 709	国民年金事務費委託金 年金生活者支援給付金支給事務費委託金	千円 262 447

1 保健衛生費負担金	379	養育医療給付費等負担金	379

2 児童福祉費補助金	1,073	子ども・子育て支援交付金	1,073
1 農業費補助金	2,250	みどり計画実践加速化支援事業費補助金	2,250

1 総務費寄附金	2,027,353	ふるさと三条応援寄附金	2,027,353
1 民生費寄附金	38	社会福祉寄附金	38
1 土木費寄附金	14	公園施設運営寄附金	14
1 教育費寄附金	1,298	教育振興寄附金 文化振興寄附金	1,142 156
1 衛生費寄附金	701	食育推進寄附金 環境衛生寄附金	651 50

15款 国庫支出金 16款 県支出金 18款 寄附金

18 款 寄附金（補正額 2,029,404千円：補正後の額 2,695,702千円）

1 項 寄附金（補正額 2,029,404千円：補正後の額 2,695,702千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	666,298	2,029,404	2,695,702

19 款 繰入金（補正額 277,651千円：補正後の額 6,605,785千円）

1 項 特別会計繰入金（補正額 8,898千円：補正後の額 59,516千円）

2 水道事業会計繰入金		7,498	7,498
3 下水道事業会計繰入金		1,400	1,400
計	50,618	8,898	59,516

19 款 繰入金（補正額 277,651千円：補正後の額 6,605,785千円）

2 項 基金繰入金（補正額 268,753千円：補正後の額 6,546,269千円）

1 財政調整基金繰入金	5,944,878	268,753	6,213,631
計	6,277,516	268,753	6,546,269

22 款 市債（補正額 74,000千円：補正後の額 4,399,160千円）

1 項 市債（補正額 74,000千円：補正後の額 4,399,160千円）

2 民生債	10,600	2,700	13,300
5 商工債	28,000	68,500	96,500
8 教育債	1,833,500	2,800	1,836,300
計	4,325,160	74,000	4,399,160

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 水道事業会計繰入金	7,498	水道事業会計繰入金	7,498
1 下水道事業会計繰入金	1,400	下水道事業会計繰入金	1,400

1 財政調整基金繰入金	268,753	財政調整基金繰入金	268,753

1 社会福祉債	2,700	保育所施設整備事業費充当債	2,700
1 商工債	68,500	工業団地整備事業費充当債	68,500
5 保健体育債	2,800	体育施設整備事業費充当債	2,800

1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金 2 2 款 市債

3 歳 出

1 款 議会費（補正額 2,351千円：補正後の額 266,233千円）

1 項 議会費（補正額 2,351千円：補正後の額 266,233千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 263,882	千円 2,351	千円 266,233	千円	千円	千円	千円 2,351
計	263,882	2,351	266,233				2,351

2 款 総務費（補正額 2,884,284千円：補正後の額 10,204,199千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,874,568千円：補正後の額 9,432,140千円）

1 一般管理費	1,589,714	96,883	1,686,597			8,898 繰入金 8,898	87,985
5 財政調整基金費	667,662	2,027,353	2,695,015			2,027,353 寄附金 2,027,353	
7 まちづくり推進費	2,306,721	750,332	3,057,053				750,332
計	6,557,572	2,874,568	9,432,140			2,036,251	838,317

2 款 総務費（補正額 2,884,284千円：補正後の額 10,204,199千円）

2 項 徴税費（補正額 4,103千円：補正後の額 407,959千円）

1 税務総務費	291,556	1,647	293,203				1,647
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	1,400	010 職員人件費（人事課）	1,850
		2 一般職給	1,400
3 職員手当等	951	3 期末手当	250
		3 勤勉手当	200
		020 議会活動費（議会事務局）	501
		3 議員期末手当	501

1 報酬	1,580	010 職員人件費（人事課）	96,883
		1 パートタイム職員報酬	1,580
2 給料	5,905	2 一般職給	4,000
		2 一般任用職員給	1,905
3 職員手当等	88,366	3 通勤手当	1,200
		3 期末手当	1,500
4 共済費	1,032	3 勤勉手当	800
		3 退職手当	84,866
		4 共済組合負担金	338
		4 災害補償基金負担金	694
24 積立金	2,027,353	010 財政調整基金費（財務課）	2,027,353
		24 財政調整基金積立金	2,027,353
7 報償費	445,100	110 ふるさと三条応援寄附金推進事業費（営業戦略室）	750,332
		7 報償品購入費	445,100
11 役務費	231,005	11 手数料	231,005
		12 電話対応業務委託料	8,698
12 委託料	74,227	12 運搬業務等委託料	52,153
		12 証明書発行業務委託料	13,376

1 報酬	1,647	010 職員人件費（人事課）	1,647
------	-------	----------------------	-------

1 款 議会費 2 款 総務費

2 款 総務費（補正額 2,884,284千円：補正後の額 10,204,199千円）

2 項 徴税費（補正額 4,103千円：補正後の額 407,959千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 賦課徴収費	112,197	2,456	114,653				2,456
計	403,856	4,103	407,959				4,103

2 款 総務費（補正額 2,884,284千円：補正後の額 10,204,199千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 5,321千円：補正後の額 201,568千円）

1 戸籍住民基本台帳費	196,247	5,321	201,568	4,430 国庫支出金 4,430			891
計	196,247	5,321	201,568	4,430			891

2 款 総務費（補正額 2,884,284千円：補正後の額 10,204,199千円）

6 項 監査委員費（補正額 292千円：補正後の額 43,013千円）

1 監査委員費	42,721	292	43,013				292
計	42,721	292	43,013				292

3 款 民生費（補正額 127,790千円：補正後の額 17,371,164千円）

1 項 社会福祉費（補正額 20,306千円：補正後の額 7,659,944千円）

1 社会福祉総務費	1,372,734	14,442	1,387,176				14,442
-----------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		1 パートタイム職員報酬	1,647
12 委託料	2,456	010 賦課事務費（税務課）……………	2,456
		12 賦課事務補助業務委託料	2,456

1 報酬	891	010 職員人件費（人事課）……………	891
		1 パートタイム職員報酬	891
12 委託料	4,430	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課）……………	4,430
		12 業務システム開発等委託料	4,430

3 職員手当等	292	010 職員人件費（人事課）……………	292
		3 期末手当	165
		3 勤勉手当	127

2 給料	4,000	010 職員人件費（人事課）……………	5,842
		2 一般職給	4,000
3 職員手当等	1,731	3 期末手当	939
		3 勤勉手当	792
8 旅費	111	8 費用弁償	111
27 繰出金	8,600	140 国民健康保険事業特別会計繰出金（健康づくり課）……………	8,600
		27 国民健康保険事業特別会計繰出金	8,600

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 127,790千円：補正後の額 17,371,164千円）
1 項 社会福祉費（補正額 20,306千円：補正後の額 7,659,944千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 国民年金事務費	千円 15,900	千円 3,248	千円 19,148	千円 709 国庫支出金 709	千円	千円	千円 2,539
4 老人福祉費	3,447,814	2,616	3,450,430			38 寄附金 38	2,578
計	7,639,638	20,306	7,659,944	709		38	19,559

3 款 民生費（補正額 127,790千円：補正後の額 17,371,164千円）
2 項 児童福祉費（補正額 107,484千円：補正後の額 8,677,359千円）

1 児童福祉総務費	639,620	49,163	688,783				49,163
4 特定教育・保育施設費	5,099,852	57,321	5,157,173		2,700 市債 2,700		54,621
5 児童福祉施設費	470,253	1,000	471,253				1,000
計	8,569,875	107,484	8,677,359		2,700		104,784

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	2,055	010 職員人件費（人事課）	2,539
		2 一般職給	2,055
3 職員手当等	484	3 期末手当	286
		3 勤勉手当	198
12 委託料	709	020 国民年金事務費（市民窓口課）	709
		12 業務システム開発等委託料	709
1 報酬	1,500	010 職員人件費（人事課）	1,500
		1 一般任用職員報酬	1,500
24 積立金	38	130 介護保険事業特別会計繰出金（高齢介護課）	1,078
		27 介護保険事業特別会計繰出金	1,078
27 繰出金	1,078	140 一般経費（高齢介護課）	38
		24 社会福祉基金積立金	38

1 報酬	4,810	010 職員人件費（人事課）	4,915
		1 一般任用職員報酬	1,000
8 旅費	105	1 パートタイム職員報酬	3,810
		8 費用弁償	105
22 償還金、利子及び割引料	44,248	100 一般経費（子育て支援課）	44,248
		22 償還金	44,248
1 報酬	30,000	010 職員人件費（人事課）	57,321
		1 一般任用職員報酬	10,000
2 給料	10,000	1 パートタイム職員報酬	20,000
		2 一般職給	10,000
3 職員手当等	14,489	3 通勤手当	489
		3 期末手当	8,000
4 共済費	2,000	3 勤勉手当	6,000
		4 共済組合負担金	2,000
8 旅費	832	8 費用弁償	832
1 報酬	1,000	010 職員人件費（人事課）	1,000
		1 一般任用職員報酬	1,000

3 款 民生費

4 款 衛生費（補正額 50,223千円：補正後の額 3,898,120千円）

1 項 保健衛生費（補正額 42,734千円：補正後の額 2,174,513千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 545,810	千円 18,655	千円 564,465	千円	千円	千円 651 寄附金 651	千円 18,004
2 予防費	362,776	17,575	380,351				17,575
3 母子保健費	500,878	6,504	507,382	4,357 国庫支出金 2,905 県支出金 1,452		366 分担金及び 負担金 366	1,781
5 環境衛生費	576,747		576,747			50 寄附金 50	△50
計	2,131,779	42,734	2,174,513	4,357		1,067	37,310

4 款 衛生費（補正額 50,223千円：補正後の額 3,898,120千円）

2 項 清掃費（補正額 7,489千円：補正後の額 1,723,607千円）

1 清掃総務費	50,186	7,489	57,675				7,489
計	1,716,118	7,489	1,723,607				7,489

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	5,000	010 職員人件費（人事課）	18,004
		1 一般任用職員報酬	2,000
2 給料	9,500	1 パートタイム職員報酬	3,000
		2 一般職給	9,500
3 職員手当等	2,704	3 通勤手当	204
		3 期末手当	1,500
4 共済費	800	3 勤勉手当	1,000
		4 共済組合負担金	800
17 備品購入費	651	060 食育推進事業費（健康づくり課）	651
		17 機械器具費	651
12 委託料	7,675	010 予防接種事業費（健康づくり課）	17,575
		12 予防接種個別接種委託料	7,675
19 扶助費	9,900	19 予防接種費用助成費	9,900
12 委託料	4,294	050 産後ケア事業費（子育て支援課）	4,294
		12 産後ケア業務委託料	4,294
19 扶助費	1,884	100 養育医療費助成費（子育て支援課）	2,210
		19 医療費助成費	1,884
22 償還金、利子 及び割引料	326	22 償還金	326
		財源更正	

1 報酬	386	010 職員人件費（人事課）	7,489
		1 一般任用職員報酬	386
2 給料	4,646	2 一般職給	4,252
		2 一般任用職員給	394
3 職員手当等	2,257	3 期末手当	1,242
		3 勤勉手当	1,015
4 共済費	200	4 共済組合負担金	200

4 款 衛生費

5 款 労働費（補正額 400千円：補正後の額 186,395千円）
1 項 労働諸費（補正額 400千円：補正後の額 186,395千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 労働諸費	千円 160,851	千円 400	千円 161,251	千円	千円	千円	千円 400
計	185,995	400	186,395				400

6 款 農林水産業費（補正額 10,444千円：補正後の額 948,891千円）
1 項 農業費（補正額 10,444千円：補正後の額 892,816千円）

1 農業委員会費	66,785	1,298	68,083				1,298
2 農業総務費	102,865	6,896	109,761				6,896
3 農業振興費	590,298	2,250	592,548	2,250 県支出金 2,250			
計	882,372	10,444	892,816	2,250			8,194

7 款 商工費（補正額 69,096千円：補正後の額 2,566,764千円）
1 項 商工費（補正額 69,096千円：補正後の額 2,566,764千円）

1 商工総務費	226,062	69,096	295,158		68,500 市債 68,500		596
計	2,497,668	69,096	2,566,764		68,500		596

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 400	010 職員人件費（人事課） 千円 2 一般職給 400

1 報酬	493	010 職員人件費（人事課） 1,298
2 給料	598	1 一般任用職員報酬 493
3 職員手当等	207	2 一般職給 598
		3 期末手当 207
1 報酬	1,496	010 職員人件費（人事課） 6,896
2 給料	4,300	1 一般任用職員報酬 1,496
3 職員手当等	1,100	2 一般職給 4,300
		3 期末手当 800
		3 勤勉手当 300
18 負担金、補助 及び交付金	2,250	050 農業環境保全推進事業費（農林課） 2,250
		18 みどり計画実践加速化支援事業費補助金 2,250

2 給料	500	010 職員人件費（人事課） 500
12 委託料	55,671	2 一般職給 500
14 工事請負費	12,925	040 工業団地等費（商工課） 68,596
		12 地質調査委託料 51,579
		12 測量設計委託料 4,092
		14 工事請負費 12,925

5 款 労働費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

8 款 土木費（補正額 △11,300千円：補正後の額 6,197,034千円）
1 項 土木管理費（補正額 △12,000千円：補正後の額 755,078千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	千円 764,407	千円 △12,000	千円 752,407	千円	千円	千円	千円 △12,000
計	767,078	△12,000	755,078				△12,000

8 款 土木費（補正額 △11,300千円：補正後の額 6,197,034千円）
2 項 道路橋梁費（補正額 700千円：補正後の額 2,493,067千円）

3 道路新設改良費	816,301	700	817,001				700
計	2,492,367	700	2,493,067				700

8 款 土木費（補正額 △11,300千円：補正後の額 6,197,034千円）
4 項 都市計画費（補正額 0千円：補正後の額 2,591,282千円）

3 公園費	71,965		71,965			14 寄附金	△14
計	2,591,282		2,591,282			14	△14

9 款 消防費（補正額 53,500千円：補正後の額 1,696,264千円）
1 項 消防費（補正額 53,500千円：補正後の額 1,696,264千円）

1 常備消防費	1,407,614	53,500	1,461,114				53,500
計	1,642,764	53,500	1,696,264				53,500

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △9,000	010 職員人件費（人事課）	千円 △12,000
3 職員手当等	△3,000	2 一般職給	△9,000
		3 期末手当	△1,700
		3 勤勉手当	△1,300

2 給料	700	010 職員人件費（人事課）	700
		2 一般職給	700

		財源更正	

2 給料	22,000	010 職員人件費（人事課）	53,500
3 職員手当等	18,000	2 一般職給	22,000
4 共済費	13,500	3 通勤手当	2,000
		3 期末手当	8,500
		3 勤勉手当	7,500
		4 共済組合負担金	13,500

8 款 土木費 9 款 消防費

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

1項 教育総務費（補正額 15,582千円：補正後の額 1,162,120千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 608,639	千円 14,742	千円 623,381	千円	千円	千円	千円 14,742
4 市立学校研修指導費	71,468	840	72,308				840
計	1,146,538	15,582	1,162,120				15,582

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

2項 小学校費（補正額 250千円：補正後の額 440,652千円）

2 教育振興費	70,682	250	70,932			250 寄附金	
計	440,402	250	440,652			250	

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

3項 中学校費（補正額 2,420千円：補正後の額 1,077,866千円）

1 学校管理費	1,021,048	2,028	1,023,076				2,028
2 教育振興費	54,398	392	54,790			392 寄附金	
計	1,075,446	2,420	1,077,866			392	2,028

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	1,960	010 職員人件費（人事課）	14,742
		1 一般任用職員報酬	680
2 給料	9,500	1 パートタイム職員報酬	1,280
		2 一般職給	9,500
3 職員手当等	3,000	3 通勤手当	500
		3 期末手当	1,500
8 旅費	282	3 勤勉手当	1,000
		8 費用弁償	282
18 負担金、補助及び交付金	840	050 小・中学校各種大会助成費（学校教育課）	840
		18 小・中学校各種大会出場費補助金	840

17 備品購入費	250	020 教育活動費（教育総務課）	250
		17 校用器具費	250

2 給料	1,728	010 職員人件費（人事課）	2,028
		2 一般職給	1,464
3 職員手当等	300	2 一般任用職員給	264
		3 期末手当	200
		3 勤勉手当	100
17 備品購入費	392	020 教育活動費（教育総務課）	392
		17 校用器具費	250
		17 教材購入費	142

10 款 教育費

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

4項 小中一体校費（補正額 2,988千円：補正後の額 1,040,529千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 944,607	千円 2,488	千円 947,095	千円	千円	千円	千円 2,488
2 教育振興費	92,934	500	93,434			500 寄附金 500	
計	1,037,541	2,988	1,040,529			500	2,488

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

6項 社会教育費（補正額 4,604千円：補正後の額 730,842千円）

1 社会教育総務費	189,522	4,448	193,970				4,448
2 社会教育振興費	394,006	156	394,162			156 寄附金 156	
計	726,238	4,604	730,842			156	4,448

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

7項 保健体育費（補正額 53,878千円：補正後の額 1,611,176千円）

1 保健体育総務費	56,576	2,163	58,739				2,163
3 体育施設費	806,509	6,600	813,109	3,135 国庫支出金 3,135	2,800 市債 2,800		665

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 1,788	010 職員人件費（人事課）	千円 2,488
3 職員手当等	700	2 一般職給	1,672
		2 一般任用職員給	116
		3 期末手当	500
		3 勤勉手当	200
17 備品購入費	500	020 教育活動費（教育総務課）	500
		17 校用器具費	500

1 報酬	4,271	010 職員人件費（人事課）	4,448
8 旅費	177	1 一般任用職員報酬	2,554
		1 パートタイム職員報酬	1,717
		8 費用弁償	177
12 委託料	156	030 文化振興費（生涯学習課）	156
		12 芸術鑑賞ツアー業務委託料	156

1 報酬	618	010 職員人件費（人事課）	2,163
2 給料	913	1 一般任用職員報酬	618
3 職員手当等	632	2 一般職給	913
		3 期末手当	306
		3 勤勉手当	326
14 工事請負費	6,600	010 社会体育施設費（健康づくり課）	6,600
		14 工事請負費	6,600

10款 教育費

10款 教育費（補正額 79,722千円：補正後の額 6,063,721千円）

7項 保健体育費（補正額 53,878千円：補正後の額 1,611,176千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 学校給食費	千円 646,737	千円 45,115	千円 691,852	千円 45,115 国庫支出金 45,115	千円	千円	千円
計	1,557,298	53,878	1,611,176	48,250	2,800		2,828

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 45,115	010 学校給食調理場運営費（教育総務課）…………… 18 学校給食食材費高騰対策負担金	千円 45,115 45,115

1 0 款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の 手当(千円)	計 (千円)		
補正後	長 等	3		28,524	9,524 (3.50)	76	38,124	6,887	45,011
	議 員	22	104,532		35,062 (3.50)		139,594	27,983	167,577
	その他の 特別職	3,283	211,354				211,354		211,354
	計	3,308	315,886	28,524	44,586	76	389,072	34,870	423,942
補正前	長 等	3		28,524	9,431 (3.45)	75	38,030	6,887	44,917
	議 員	22	104,532		34,561 (3.45)		139,093	27,983	167,076
	その他の 特別職	3,283	211,354				211,354		211,354
	計	3,308	315,886	28,524	43,992	75	388,477	34,870	423,347
比 較	長 等				93 (0.05)	1	94		94
	議 員				501 (0.05)		501		501
	その他の 特別職								
	計				594	1	595		595

2 一般職

(1) 総括

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	685	2,650,011	1,685,578	4,335,589	903,151	5,238,740	
補正前	693	2,581,757	1,561,919	4,143,676	885,619	5,029,295	
比 較	△ 8	68,254	123,659	191,913	17,532	209,445	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当(千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)
	補正後	78,442	52,453	41,912	360	180	174,011		500
	補正前	78,442	52,453	37,740	360	180	174,011		500
	比 較			4,172					
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	21,302	62,618	42,553	590,476	486,405	49,500	84,866	1,685,578
	補正前	21,302	62,618	42,553	570,594	471,666	49,500		1,561,919
	比 較				19,882	14,739		84,866	123,659

イ 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	950 (333)	1,438,211 (762,876)	99,283 (99,283)	552,242 (312,994)	2,089,736 (1,175,153)	340,316 (207,886)	2,430,052 (1,383,039)	
補正前	936 (321)	1,382,559 (741,149)	96,604 (96,604)	542,776 (304,671)	2,021,939 (1,142,424)	340,316 (207,886)	2,362,255 (1,350,310)	
比 較	14 (12)	55,652 (21,727)	2,679 (2,679)	9,466 (8,323)	67,797 (32,729)		67,797 (32,729)	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	35,146 (15,473)	2,265 (2,265)	689 (689)		971 (971)	218 (218)	278,788 (159,466)	234,165 (133,912)	552,242 (312,994)
	補正前	33,639 (14,870)	2,045 (2,045)	689 (689)		971 (971)	218 (218)	274,568 (155,366)	230,646 (130,512)	542,776 (304,671)
	比 較	1,507 (603)	220 (220)					4,220 (4,100)	3,519 (3,400)	9,466 (8,323)

※2の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(1)イの表において、下段()書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の人数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	68,254	給与改定に伴う増減分	76,056		給与改定の状況 給料の改定率 2.97% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	△ 7,802	人事異動、普通退職等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 693人 令和7年4月1日職員数 688人 令和7年11月1日職員数 685人
職員手当	123,659	制度改正に伴う増減分	34,620 1,000	期末・勤勉手当の改正に伴う増 通勤手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定 県に準じ、支給額を改定
		その他の増減分	88,039	人事異動、普通退職等に伴うもの	

イ 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	21,727	給与改定に伴う増減分	18,232	給与改定の状況 報酬の改定率 4.78% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	3,495	人事異動等に伴うもの 職員数の異動状況 本年度予算 896人 令和7年4月1日職員数 896人 令和7年11月1日職員数 910人
給 料	2,679	給与改定に伴う増減分	4,134	給与改定の状況 給料の改定率 5.42% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	△ 1,455	人事異動等に伴うもの 職員数の異動状況 本年度予算 40人 令和7年4月1日職員数 40人 令和7年11月1日職員数 40人
職員手当等	8,323	制度改正に伴う増減分	7,500 823	期末・勤勉手当の改正に伴う増 費用弁償・通勤手当の改正に伴う増 支給率を改定 手当額を改定
		その他の増減分		

※(2)イの表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
令和7年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	301,746	303,207	344,275
	平均給与月額(円)	347,762	322,574	432,318
	平 均 年 齢 (歳)	41.08	56.10	42.11
令和7年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	292,872	295,783	334,540
	平均給与月額(円)	338,137	314,905	420,727
	平 均 年 齢 (歳)	41.08	56.10	42.11

イ 初任給

区 分		一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度			
					区分	行政職(→) (円)	行政職(→) (円)	公安職(→) (円)
改定後	高校卒	199,418	197,327	224,607	一般職	200,300	198,200	230,400
	大学卒	230,979		268,015	総合職 一般職	242,000 232,000		277,700 269,200
改定前	高校卒	188,000	185,700	211,600	一般職	188,000	185,700	216,400
	大学卒	220,000		255,200	総合職 一般職	230,000 220,000		264,000 255,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年11月1日 現在	7級	8	1.7				7級	1	0.7
	6級	28	5.8				6級	1	0.7
	5級	38	7.9	5級	12	22.2	5級	2	1.3
	4級	72	15.0	4級	29	53.7	4級	37	24.7
	3級	158	32.9	3級	13	24.1	3級	61	40.7
	2級	79	16.3	2級			2級	25	16.6
	1級	98	20.4	1級			1級	23	15.3
	計	481	100.0	計	54	100.0	計	150	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	係 長	課長補佐	課 長	部 長

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	消防職
補 正 後	職 員 数(A) (人)	685	481	54	150
	昇給に係る職員数(B) (人)	536	386	18	132
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)	26	25	1
		4号給(人)	510	361	131
	比 率 (B)/(A) (%)	78.2	80.2	33.3	88.0
補 正 前	職 員 数(A) (人)	693	499	44	150
	昇給に係る職員数(B) (人)	537	387	18	132
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)	41	40	1
		4号給(人)	496	347	131
	比 率 (B)/(A) (%)	77.5	77.6	40.9	88.0

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)						
改定後	2.30	2.35	4.65	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.275	勤勉	1.075
改定前	2.30	2.30	4.60	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.250	勤勉	1.050
国の制度 (支給率等)	2.30	2.35	4.65	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.275	勤勉	1.075

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～60%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.0147	0.0003	0.1808	0.0024
支給対象職員の比率 (%) (令和7年11月1日現在)	1.90	0.42	9.26	4.00
代表的な特殊勤務手当の名称		清掃手当 救急救命手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通 勤 手 当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市:改定後) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高47,600円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国:改定後) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高38,700円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和 7 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 48,343 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,054,843 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 133	千円 8,132	千円 8,265
	1 国庫補助金	133	8,132	8,265
5 財産収入		861	△22	839
	1 財産運用収入	861	△22	839
6 繰入金		756,419	8,600	765,019
	1 一般会計繰入金	655,304	8,600	663,904
7 繰越金		1	31,633	31,634
	1 繰越金	1	31,633	31,634
歳 入 合 計		8,006,500	48,343	8,054,843

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 104,453	千円 16,732	千円 121,185
	1 総務管理費	99,394	16,732	116,126
5 基金積立金		861	2,085	2,946
	1 基金積立金	861	2,085	2,946
6 諸支出金		11,031	29,526	40,557
	1 償還金及び還付加算金	11,031	29,526	40,557
歳 出 合 計		8,006,500	48,343	8,054,843

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	133	8,132	8,265
5 財産収入	861	△22	839
6 繰入金	756,419	8,600	765,019
7 繰越金	1	31,633	31,634
歳入合計	8,006,500	48,343	8,054,843

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	104,453	16,732	121,185
5 基金積立金	861	2,085	2,946
6 諸支出金	11,031	29,526	40,557
歳 出 合 計	8,006,500	48,343	8,054,843

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 8,132	千円	千円 8,600	千円
		△22	2,107
			29,526
8,132		8,578	31,633

2 歳 入

3 款 国庫支出金（補正額 8,132千円：補正後の額 8,265千円）

1 項 国庫補助金（補正額 8,132千円：補正後の額 8,265千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 子ども・子育て支援事業費補助金		8,132	8,132
計	133	8,132	8,265

5 款 財産収入（補正額 △22千円：補正後の額 839千円）

1 項 財産運用収入（補正額 △22千円：補正後の額 839千円）

1 基金運用収入	861	△22	839
計	861	△22	839

6 款 繰入金（補正額 8,600千円：補正後の額 765,019千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 8,600千円：補正後の額 663,904千円）

1 一般会計繰入金	655,304	8,600	663,904
計	655,304	8,600	663,904

7 款 繰越金（補正額 31,633千円：補正後の額 31,634千円）

1 項 繰越金（補正額 31,633千円：補正後の額 31,634千円）

1 繰越金	1	31,633	31,634
計	1	31,633	31,634

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 8,132	子ども・子育て支援事業費補助金	千円 8,132

1 財政調整基金収入	△22	財政調整基金収入	△22

4 その他一般会計繰入金	8,600	その他一般会計繰入金	8,600

1 前年度繰越金	31,633	前年度繰越金	31,633

3 歳 出

1 款 総務費（補正額 16,732千円：補正後の額 121,185千円）

1 項 総務管理費（補正額 16,732千円：補正後の額 116,126千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 95,258	千円 16,732	千円 111,990	千円 8,132 国庫支出金 8,132	千円	千円 8,600 繰入金 8,600	千円
計	99,394	16,732	116,126	8,132		8,600	

5 款 基金積立金（補正額 2,085千円：補正後の額 2,946千円）

1 項 基金積立金（補正額 2,085千円：補正後の額 2,946千円）

1 財政調整基金積立金	861	2,085	2,946			△22 財産収入 △22	2,107
計	861	2,085	2,946			△22	2,107

6 款 諸支出金（補正額 29,526千円：補正後の額 40,557千円）

1 項 償還金及び還付加算金（補正額 29,526千円：補正後の額 40,557千円）

3 償還金	1	29,526	29,527				29,526
計	11,031	29,526	40,557				29,526

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	4,000	010 職員人件費（人事課）	8,600
		1 パートタイム職員報酬	4,000
2 給料	1,900	2 一般職給	1,900
		3 期末手当	1,500
3 職員手当等	2,700	3 勤勉手当	1,200
		040 一般経費（健康づくり課）	8,132
12 委託料	8,132	12 業務システム開発等委託料	8,132

24 積立金	2,085	010 財政調整基金積立金（健康づくり課）	2,085
		24 国民健康保険事業財政調整基金積立金	2,085

22 償還金、利子 及び割引料	29,526	010 償還金（健康づくり課）	29,526
		22 償還金	29,526

給 与 費 明 細 書

一般職
1 総括

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	6	22,598	15,534	38,132	7,126	45,258	
補正前	6	20,698	13,644	34,342	7,126	41,468	
比 較		1,900	1,890	3,790		3,790	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		398	565			4,178		
	補正前		398	565			4,178		
	比 較								
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後				5,485	4,566	342		15,534
	補正前				4,435	3,726	342		13,644
	比 較				1,050	840			1,890

(2) 一般任用職員等

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)		
補正後	47 (4)	26,572 (11,195)		7,537 (3,901)	34,109 (15,096)	
補正前	45 (4)	22,572 (11,195)		6,727 (3,482)	29,299 (14,677)	
比 較	2	4,000		810 (419)	4,810 (419)	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	費用弁償 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	440 (233)						3,867 (1,999)	3,230 (1,669)	7,537 (3,901)
	補正前	440 (233)						3,417 (1,766)	2,870 (1,483)	6,727 (3,482)
	比 較							450 (233)	360 (186)	810 (419)

※(1)、(2)の表において、「一般任用職員等」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に基づく会計年度任用職員をいう。

※(2)の表において、下段()書きは月額で報酬又は給料を支給する職員の人数及び当該職員の給与費をいい、上段の内書きとする。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(1) 一般任用職員等以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,900	給与改定に伴う増減分	660		給与改定の状況 給料の改定率 3.13% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分	1,240	人事異動等に伴うもの	職員数の異動状況 本年度予算 6人 令和7年4月1日職員数 6人 令和7年11月1日職員数 6人
職員手当	1,890	制度改正に伴う増減分	256	期末・勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	1,634	人事異動等に伴うもの	

(2) 一般任用職員等

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	419	制度改正に伴う増減分	259	期末・勤勉手当の改正に伴う増	県に準じ、支給率を改定
		その他の増減分	160	人事異動等に伴うもの	

※(2)の表において、増減額は月額で報酬又は給料を支給する職員の金額とする。

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
令和7年11月1日現在 (改定後)	平均給料月額(円)	293,958
	平均給与月額(円)	352,216
	平 均 年 齢 (歳)	37.11
令和7年11月1日現在 (改定前)	平均給料月額(円)	285,314
	平均給与月額(円)	341,866
	平 均 年 齢 (歳)	37.11

(2) 初任給

	区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度 行政職(円)	
改定後	高校卒	199,418	一般職	200,300
	大学卒	230,979	総合職 一般職	242,000 232,000
改定前	高校卒	188,000	一般職	188,000
	大学卒	220,000	総合職 一般職	230,000 220,000

(3) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年11月1日 現在	7級		
	6級		
	5級		
	4級	1	16.7
	3級	3	50.0
	2級	2	33.3
	1級		
	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	係 長	課長補佐	課 長	部 長

(4) 昇給

区 分			一般行政職	区 分			一般行政職
補 正 後	職 員 数(A) (人)		6	補 正 前	職 員 数(A) (人)		6
	昇給に係る職員数(B) (人)		6		昇給に係る職員数(B) (人)		6
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)			号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)				2号給(人)	
		3号給(人)				3号給(人)	
		4号給(人)	6			4号給(人)	6
比 率 (B)/(A) (%)		100.0	比 率 (B)/(A) (%)		100.0		

(5) 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級による加算措置	備 考			
	6月(月分)	12月(月分)						
改定後	2.30	2.35	4.65	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.275	勤勉	1.075
改定前	2.30	2.30	4.60	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.250	勤勉	1.050
国の制度 (支給率等)	2.30	2.35	4.65	有	6月期末	1.250	勤勉	1.050
					12月期末	1.275	勤勉	1.075

(6) その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	(三条市) 月額12,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ27,000円を上限として支給 (国) 月額16,000円を超える家賃の職員に対し、家賃に応じ28,000円を上限として支給
通 勤 手 当	異 なる	○ 交通機関利用者 同 じ ○ 交通用具使用者 (三条市:改定後) 片道の使用距離に応じて2,900円(2キロメートル以上)から最高47,600円(80キロメートル以上)とし、2キロメートル区分ごとに支給額を定め支給 (国:改定後) 片道の使用距離に応じて2,000円(2キロメートル以上)から最高38,700円(60キロメートル以上)とし、5キロメートル区分ごとに支給額を定め支給

令和 7 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,397 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,507,309 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国庫支出金		千円	千円 4,397	千円 4,397
	1 国庫補助金		4,397	4,397
歳 入 合 計		1,502,912	4,397	1,507,309

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 21,434	千円 4,397	千円 25,831
	1 総務管理費	20,630	4,397	25,027
歳 出 合 計		1,502,912	4,397	1,507,309

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 国庫支出金		4,397	4,397
歳入合計	1,502,912	4,397	1,507,309

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	21,434	4,397	25,831
歳 出 合 計	1,502,912	4,397	1,507,309

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 4,397	千円	千円	千円
4,397			

2 歳 入

6 款 国庫支出金（補正額 4,397千円：補正後の額 4,397千円）

1 項 国庫補助金（補正額 4,397千円：補正後の額 4,397千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円	千円 4,397	千円 4,397
計		4,397	4,397

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 4,397	子ども・子育て支援事業費補助金	千円 4,397

3 歳 出

1 款 総務費（補正額 4,397千円：補正後の額 25,831千円）

1 項 総務管理費（補正額 4,397千円：補正後の額 25,027千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 20,630	千円 4,397	千円 25,027	千円 4,397 国庫支出金 4,397	千円	千円	千円
計	20,630	4,397	25,027	4,397			

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 4,397	030 一般経費（健康づくり課）…………… 12 業務システム開発等委託料	千円 4,397 4,397

令和 7 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,929,818 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 2,394,076	千円 1,078	千円 2,395,154
	2 国庫補助金	670,985	1,078	672,063
7 繰入金		1,788,535	1,078	1,789,613
	1 一般会計繰入金	1,602,779	1,078	1,603,857
歳 入 合 計		10,927,662	2,156	10,929,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 221,972	千円 2,156	千円 224,128
	1 総務管理費	124,330	2,156	126,486
歳 出 合 計		10,927,662	2,156	10,929,818

介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	2,394,076	1,078	2,395,154
7 繰入金	1,788,535	1,078	1,789,613
歳入合計	10,927,662	2,156	10,929,818

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	221,972	2,156	224,128
歳 出 合 計	10,927,662	2,156	10,929,818

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 1,078	千円	千円 1,078	千円
1,078		1,078	

2 歳 入

3 款 国庫支出金（補正額 1,078千円：補正後の額 2,395,154千円）
 2 項 国庫補助金（補正額 1,078千円：補正後の額 672,063千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
6 介護保険事業費補助金	千円	千円 1,078	千円 1,078
計	670,985	1,078	672,063

7 款 繰入金（補正額 1,078千円：補正後の額 1,789,613千円）
 1 項 一般会計繰入金（補正額 1,078千円：補正後の額 1,603,857千円）

5 その他一般会計繰入金	221,311	1,078	222,389
計	1,602,779	1,078	1,603,857

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護保険事業 費補助金	千円 1,078	システム改修事業費補助金	千円 1,078

2 事務費繰入金	1,078	事務費繰入金	1,078

3 歳 出

1 款 総務費（補正額 2,156千円：補正後の額 224,128千円）

1 項 総務管理費（補正額 2,156千円：補正後の額 126,486千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 124,329	千円 2,156	千円 126,485	千円 1,078 国庫支出金 1,078	千円	千円 1,078 繰入金 1,078	千円
計	124,330	2,156	126,486	1,078		1,078	

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,156	050 一般経費（高齢介護課）…………… 12 業務システム開発等委託料	千円 2,156 2,156

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員西山厚子、原泰雄、郷睦美、後藤美智子及び島田聖一は、令和8年3月31日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和7年12月1日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 山 厚 子	
	原 泰 雄	
	後 藤 美智子	
	島 田 聖 一	
	渡 辺 健	

第 1 号参考 諮

西山厚子 略歴

- 1 住 所
- 2 生年月日
- 3 学 歴
- 4 職 業
- 5 主な経歴

原 泰 雄 略 歴

- 1 住 所
- 2 生年月日
- 3 学 歴
- 4 職 業
- 5 主な経歴

後 藤 美 智 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

島 田 聖 一 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

渡 辺 健 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。